お持ちの空き家、有効活用しませんか?

香取市空き家バンクのご紹介

☆ 空き家バンクとは?

香取市内の空き家の有効活用を目的とした制度です。 市と宅建協会が協力し、貸したい・売りたい空き家の所有者と、 空き家利用希望者の橋渡しを行います。



☆ 売りたい・貸したい方、お気軽にご相談ください!

- ・空き家を手放したいけれど、どこに相談したらいいの?
- ・将来は自分で使いたいけれど、それまでは貸し出したい

空き家を使いたい人に、活用してもらいませんか?

※登録には一定の要件があります。裏面のQ&Aをご覧ください。

お問い合わせ:都市整備課 **☎** 0478-50-1214

無料相談会を開催しています

空き家バンクで香取市と協定を結んでいる、宅建協会北総支部では、「**不動産お困りごと相談会**」を開催しています。

空き家についてのお悩み・お困りごとの相談を受け付けています。 ぜひご活用ください。

日時 :<u>毎月第3日曜日、</u>11時~15時(要予約)

場所 :市内の公民館等

※詳細については広報かとり又は市のホームページをご確認ください。

問合せ・ご予約:宅建協会北総支部 藤森 **☎** 0478-75-2147

香取市空き家バンクQ&A

Q1:空き家バンクとは、具体的に何をしているんですか?

A: 香取市空き家バンクと、2つの全国版空き家バンクのホームページに 空き家の情報を掲載し、利用希望者を全国から募集しています。

Q2:空き家バンクへの登録に費用はかかりますか?

A:登録は無料です。ただし、宅建業者を介して売買・賃貸契約が成立した場合には、仲介手数料が発生いたします。

Q3: 築年数が経っている物件でも、空き家バンクに登録はできますか? A: 物件の状態によっては、登録が可能です。ただし、大規模な修繕が必要な場合など、登録できない場合もあります。

Q4:両親が所有している建物を登録することはできますか?

A:所有者本人(両親)からの申請である場合は、登録が可能です。

Q5:空き家を複数人で所有しています。登録することはできますか? A:空き家の共有者全員から同意が得られた場合は、登録が可能です。

Q6:空き家バンクへの登録を検討している建物を、数年後に使用する予定 です。期間を限定して貸出しを行うことはできますか?

A:定期借家契約制度を使えば、ご希望の期間で貸出しが可能です。

Q7:家の中に家財道具があります。現況での貸出し・売却は可能ですか?

A:原則、家財や電化製品は残さないようにお願いをしています。

Q8:売買・賃貸の交渉や契約は、香取市が仲介してくれるのですか?

A: 香取市は交渉・契約には直接関与しないため、仲介は行いません。千葉県宅建協会北総支部に加入する宅建業者の仲介、またはご自身で行う方法のどちらかを選択していただきます。

0911 - 01 m P0PM - 11 m P0PM -

お問い合わせ 〒287-8501

> 千葉県香取市佐原口2127番地 香取市役所 建設水道部 都市整備課

TEL: 0478-50-1214 FAX: 0478-54-7654

E-mail: toshi2@city.katori.lg.jp

ホームページは **『香取市 空き家バンク』** で検索!



